

「契約の条件」

1 広告掲出料

- (1) 設置者は、広告掲出料を宮城県知事の指定する期日までに納付するものとする。
- (2) 設置者は、前項に定める期日までに広告掲出料を支払わなかったときは、遅延日数に応じ、年2.5%（令和3年度現在）に相当する違約金を支払わなければならない。

2 広告付案内板及びデジタルサイネージの作成等

- (1) 広告付案内板及びデジタルサイネージ（以下「広告媒体」という。）は、原則として設置者が自らの責任及び負担において作成し、警察本部長が定める期日までに、指定する形式で、指定する場所に設置するものとする。
- (2) 設置者は、前項により広告媒体を作成するに当たっては、広告媒体、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、あるいは県警察や広告媒体の信頼性等を損なうことのないよう、必ず警察本部長と協議するものとする。この場合において、当該協議が成立しないときは、警察本部長の解釈によるものとする。

3 広告内容等の変更

- (1) 警察本部長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したとき、又は実施要綱その他の規定に抵触していると判断したときは、設置者に対して、その修正を求めるものとする。
- (2) 前項において、広告内容等の修正に要する費用は、設置者の負担とする。

4 契約の解除

- (1) 宮城県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、設置者への催告その他何らの手続を要することなく、当該契約を解除することができるものとする。
 - ア 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。
 - イ 前記2-(2)又は3による広告内容等の修正を、設置者が行わないとき。
- (2) 宮城県知事は、前項のほか、広告媒体の設置を継続することが著しく不適切と判断したときは、契約を解除することができるものとする。
- (3) 宮城県知事は、前項により広告媒体の設置を取り消したときは、当該設置者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
- (4) 設置者は、前項により契約を解除されたときは、その解除の理由が宮城県知事の責めに帰すべき理由である場合を除き、広告掲出料（広告掲出料の一部が納付されているときは、その額を控除した額）の10%に相当する額を違約金として支払わなければならない。この場合、納付済みの広告掲出料は返還しないものとする。

5 広告媒体設置の取下げ

- (1) 設置者は、自己の都合により、広告媒体の設置を取り下げることができるものとする。
- (2) 設置者は、前項により広告媒体の設置を取り下げるときは、書面により宮城県知事に申し出なければならない。
- (3) 設置者は、前項により広告媒体の設置を取り下げた場合は、広告掲出料（広告掲出料の一部が納付されているときは、その額を控除した額）の10%に相当する

額を違約金として支払わなければならない。この場合、納付済みの広告掲出料は返還しないものとする。

6 広告掲出料の返還

- (1) 宮城県知事は、設置者の責めに帰さない理由により、広告媒体の設置を取り消したときは、納付済みの広告掲出料を当該設置者に返還するものとする。
- (2) 前項により返還する金額は、広告掲出料を当初の契約期間の月数で除した額に、契約を解除した日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から当初の契約期間の最終日が属する月までの月数を乗じた額とする。
- (3) 前項により返還する広告掲出料には利子を付さない。

7 設置者の責務

- (1) 設置者は、広告媒体の設置及び内容に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 設置者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- (3) 第三者から、広告媒体に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、設置者の責任及び負担において解決するものとする。

8 事故責任

- (1) 設置者は、広告媒体を設置する場合は、施設利用者の安全確保に十分配慮するものとする。
- (2) 設置者は、広告媒体の落下、破損、倒壊等により施設等又は第三者に損害を生じさせた場合には、自らの責任及び負担において補償するものとする。ただし、当該事故の発生が警察本部長の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

9 裁判管轄

広告事業に関して争いが生じた場合には、特段の定めのない限り、仙台地方裁判所をその管轄裁判所とする。

10 その他

その他定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察本部長と設置者双方が協議して解決するものとする。